

第 1720 回 (6 月 17 日)

ドイツ、オーストリアにおける

農村地域政策の新展開

市 田 (岩田) 知 子

(1) EU の構造基金改革と農村地域政策

1986 年のスペイン、ポルトガルの加盟、農産物過剰、CAP 支出の突出を背景に 1988 年、EU は財政改革を行った。これが構造基金改革である。

EU の構造基金には、従来、農業基金、地域開発基金、社会基金の三つがあり、それぞれ対象が限定されていた。構造基金改革は、これら三つの基金を地域の実状に合わせて組み合わせることを可能にした。

また EU の農村地域政策 (地域間格差是正策) にはそれまで条件不利地域対策しかなかったが、この構造基金改革とともに額、内容ともに大幅に拡充している。

構造基金改革と 1993 年から始まる CAP 改革を経て、CAP 支出の割合はそれまでの 6 割強から 5 割強にまで減少した。一方、地域政策に対する支出の割合は 10% から 25% に増えている。

地域政策には、①農業及び農村地域の振興 (特に農村経済の多角化)、②農業以外の産業の振興、③人材に対する投資という大きな三つの柱があり、「農村経済の多角化」の背景には失業率の高さがある。農村地域政策はこのような地域政策の一部であるが、EU 15 カ国の全面積の約 8 割が農村地域であり、全人口の 4 分の 1 が農村人口である中、大きなウェートを占めている。農村地域政策は、構造基金改革を経て、農家だけでなく、地域全体、あるいは農村住民全体を対象にした政策であるということが明確になったといえる。

(2) 農村地域の指定

地域政策のための構造基金には、特定の地域を対象にしたもの (regional) と、若年者の職業訓練、失業対策のように地域を横断した

もの (horizontal) の二通りがある。

前者は、経済力の弱い地域により多くの構造基金が回るために設けられたものである。その対象地域は實際上、農村地域であり、「目標 1 地域」、「目標 5 b 地域」、「目標 6 地域」の 3 種類がある。「目標 1 地域」とは、GDP が EU 平均の 75% 以下である地域であり、南欧諸国、アイルランド、スコットランド、旧東独地域である。構造基金の 7 割はこの「目標 1 地域」に向けられている。

これに対し、「目標 5 b 地域」とは相対的に豊かな北部ヨーロッパ諸国の中にあって、GDP が EU 平均以下でありかつ次の三つ、すなわち高い農業人口割合、少ない農業所得、低い人口密度 (それぞれ基準値がある) のうちのどれか二つを満たすような地域である。

(3) 調査の概要

本調査は、「ガット・ウルグアイラウンド合意後の農業・農村政策の新展開に関する国際比較研究」(小事項研究) 調査 (平成 8 ~ 10 年度) の初年度の調査である。報告者は 1997 年 2 月 16 日 ~ 3 月 16 日、主としてドイツ、バーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州の「目標 5 b 地域」において、構造基金を用いた具体的な取り組みについて、またオーストリアでは、連邦農林省等にて 1995 年の EU 加盟後の農村地域政策の展開について調査を行った。

1) ドイツ

旧西独では農用地の 5 割以上が条件不利地域に指定されているが、「目標 5 b 地域」はその一部である。一方、旧東独では 1994 年に旧西ベルリン以外はすべて「目標 1 地域」に指定された。また大部分は条件不利地域である。

ドイツの場合、構造基金は村落整備、農地整備等の農業農村整備の上乗せ分として用いられている。再統一前の農業農村整備に対する EU の払い戻し割合は 25% までであったが、90 年の再統一以降、旧西独地域については従来通りだが、旧東独地域の農業農村整備

に対しては前述の「目標1地域」に指定されたことにより、75%まで払い戻しを受けられるようになってきている。

農村地域政策の第1期は1989～93年ですでに終了し、現在、第2期（1994～99年）に入っている。ドイツの場合、第1期は旧西独の「目標5b地域」、面積にして525万haに対し約11億マルク（825億円）が投じられ、その大部分は上記の農業農村整備の上乗せ分として、具体的には村落整備、農道や林道の改良、農地整備、景観保全のための水域整備、ツーリズムのためのインフラ整備に用いられた。

第2期は、「目標5b地域」が第1期の75%増しの950haに拡がり、さらに旧東独地域が「目標1地域」に指定されたことにより、第1期の8倍近い83億マルク（6,225億円）がEU構造基金から支出される予定である。うち旧西独地域の「目標5b地域」に対する分は23億マルク（1,725億円）であり、その多くは第1期と同様に農業農村整備の上乗せ分として用いられつつある。具体的には、食料品店、バイオマス・エネルギー装置、高速道路のサービスエリアなどであり、これらはいずれも農家の多就業化、農村での雇用機会創出をねらったものである。

一方、旧東独の「目標1地域」に対する60億マルク（4,500億円）も「共同課題」の上乗せ分として用いられているが、旧西独と異なり個々の経営の投資に対する助成が最も多く、次いで多いのが農業農村整備（道路、水道などのインフラ整備）という状況である。

2) オーストリア

オーストリアは1972年から山岳農民特別プログラムを実施している。同プログラムは道路、電気、電話等のインフラ整備、経営投資援助（住宅改築、機械補助）、直接所得補償（土地の傾斜度に応じたもの）、保安林保護（崖崩れ防止のため）の四つの柱からなる。

1995年1月のEU加盟後、山岳農民特別プ

ログラムの一部は上記の構造基金による農村地域政策（主として「目標5b地域」対象）に、残りは条件不利地域対策に受け継がれ、EUの財政支援が受けられるようになっている。

EUの基準が適用されるようになって、かつては山岳農民プログラムに申請できたが、現在は申請できなくなった農家が2000戸ほど生じた。このような経営に対し、連邦と州は10年間（1995年～2004年）に限り、所得減の埋め合わせのための補助金を支払っている。

(4) EU農村地域政策の展望

1996年11月、アイルランドのコークで開かれた会議で、フィッシュラー農業委員（オーストリア人）は「構造基金による農村地域政策をできるだけ広い範囲で実施すべき」との提案をした。

フィッシュラーに対峙しているのは、Wulf-Mathies地域開発委員（ドイツ人）である。彼女は現行の地域指定をしぼり、インフラ整備の遅れた「目標1地域」や2000年以降に加盟が見込まれているポーランド、ハンガリーを優先すべきだと主張する。Wulf-Mathiesの意見が通れば、相対的には豊かな旧西独で現在「目標5b地域」に指定されている地域が、2000年以降も引き続き指定されるかどうかは疑問である。

農村地域政策のための構造基金の分配がどう帰着するかは、1999年に開始が予定されている貿易交渉（次期ラウンド）や、CAPのさらなる改革とも関連深い。CAPの現行の「緑の政策」が環境保全という面から厳しく見直され、CAPのウェイトがより低くなる分、農村地域政策のウェイトがいつそう増大するということも考えられる